

朝霞市規則第16号

朝霞市障害者ふれあいセンター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

朝霞市障害者ふれあいセンター設置及び管理条例施行規則（平成28年朝霞市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条（見出しを含む。）中「利用」を削る。

様式第1号及び様式第2号中

<input type="checkbox"/> 生活介護	<input type="checkbox"/> 特定相談支援
<input type="checkbox"/> 就労移行支援	<input type="checkbox"/> 障害児相談支援
<input type="checkbox"/> 就労継続支援B型	

を

<input type="checkbox"/> 生活介護	に改める。
<input type="checkbox"/> 就労移行支援	
<input type="checkbox"/> 就労継続支援B型	

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。